

令和 8 年 7 月 1 5 日

令和 8 年千葉市教育委員会会議第 7 回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会会議第7回定例会議事日程

令和8年7月15日（水）
午後2時00分開会

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 会議録の承認

5 議事日程の決定

6 報告事項

(1) 第71回千葉市小学校音楽発表会〔中央区・若葉区・緑区〕について
…………… 1

〔教育指導課〕

(2) 第62回千葉市特別支援学級特別支援学校児童生徒激励会
～げんき交流会～について
…………… 3

〔教育支援課〕

(3) 第53回千葉市小学校表現運動発表会
〔花見川・稲毛・美浜区の部〕について
…………… 5

〔保健体育課〕

7 議決事項

議案第33号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正に
ついて
…………… 7

〔教育改革推進課〕

議案第34号 千葉市科学館管理規則の一部改正について …… 11
…………… 11

〔生涯学習振興課〕

議案第35号 令和9年度千葉市立特別支援学校高等部第1学年
入学者の募集及び選考の基本方針について …… 17
…………… 17

〔教育支援課〕

議案第36号 千葉市指定文化財の指定について
…………… 21
…………… 21

〔文化財課〕

8 その他

9 閉 会

報告事項（１）

千葉開府 900 年記念

第 7 1 回千葉市小学校音楽発表会〔中央区・若葉区・緑区〕について

- 1 目 的 情操教育の一環として、他校の児童と日常の音楽学習の成果を相互鑑賞することにより、音楽学習への意欲・関心を高め、小学校音楽教育の振興と向上を図る。

2 実施概要

- (1) 日 時 令和 8 年 6 月 2 4 日 (水) 午前 9 時から 1 2 時まで
午後 1 時から 4 時まで
(開催時間は、会場により若干異なります)

- (2) 会 場 各会場

- (3) 参加校及び参加人数 5 2 校 約 1, 5 0 0 名

	会 場	参 加 校
1	千葉市民会館 (午前) 1 0 校	新宿小 本町小 寒川小 登戸小 院内小 都小 鶴沢小 弁天小 星久喜小 川戸小
2	若葉文化ホール (午前) 8 校	坂月小 白井小 更科小 小倉小 桜木小 千城台東小 千城台わかば小 千城台みらい小
3	蘇我コミュニティ センター (午前) 9 校	蘇我小 大森小 生浜小 松ヶ丘小 宮崎小 生浜西小 仁戸名小 大巖寺小 生浜東小
4	千葉市民会館 (午後) 8 校	椎名小 平山小 泉谷小 小谷小 有吉小 金沢小 扇田小 おゆみ野南小
5	若葉文化ホール (午後) 9 校	千城小 若松小 大宮小 北貝塚小 みつわ台北小 みつわ台南小 若松台小 都賀の台小 源小
6	蘇我コミュニティ センター (午後) 8 校	誉田小 土気小 誉田東小 大木戸小 越智小 土気南小 大椎小 あすみが丘小

3 内 容

- (1) 開会の言葉
- (2) 教育委員会挨拶
- (3) 講師紹介
- (4) 出演上の諸注意
- (5) 「千葉市子どもの歌」 斉唱
- (6) 演奏発表
- (7) 講評
- (8) 閉会の言葉



4 参加学年及び学校数（内訳）

参加学年	学校数
1・2・3年生	1校
3・4年生	2校
3・4年生、当該学年特別支援学級児童	2校
4年生	31校
4年生、当該学年特別支援学級児童	16校

5 音楽発表会を終えて（運営委員会での成果と課題から）

(1) 成果

- ・ 全会場ホール開催により、よい響きを感じながら発表会を行うことができた。
- ・ 発表内容は、普段の学習の積み重ねを生かした内容、千葉開府 900 年を迎え、千葉市や自分たちの学校への愛着を表現するような内容等、子どもたちの実態に合ったもので、豊かな音楽表現の工夫が見られた。また、それぞれの学校の創意工夫により、様々な演奏スタイル、音楽を通じた交流活動も見られ、充実した発表会となった。
- ・ 今年度は、特に「千葉市子どもの歌」の斉唱が素晴らしかった。各校での取組の成果である。
- ・ Google Classroom やドキュメント、学習システム内のフォルダでデータを共有したことにより、音楽主任同士、また、学校間の連携が図られ、当日の運営を滞りなく進めることができた。
- ・ 前回（隔年開催のため、中央区、若葉区、緑区においては R6 年度）の引継ぎを生かした計画により、全ての会場で、進行通りに発表会を行うことができた。

(2) 課題

- ・ 2 年に一度の開催であるため、異動や学校内での役割の変更から、音楽主任が入れ替わることを考慮して、データや印刷物での引継ぎを確実に残していく必要がある。
- ・ 3 か所の会場ごとに、必要な準備、対応等が変わってくる。会場との打合せをもとに、様々な状況に対応できるよう、想定しておく必要がある。

千葉開府９００年記念

第６２回千葉市特別支援学級特別支援学校児童生徒激励会～げんき交流会～について

学校教育部教育支援課

- １ 目的 千葉市内の特別支援学級と特別支援学校に学ぶ児童生徒が、楽しくスポーツ等に興じることで共に親交を深め楽しい時間を過ごすとともに、交流を深める場とする。

※昭和４０年に市厚生課主管行事の「激励会」としてスタート。現在、千葉市の主催として、保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課が担当し、教育委員会が共催となっている。運営は、千葉市特別支援教育研究協議会が障害者自立支援課からの委託を受け行っている。

- ２ 日時 令和８年７月３日（金）９時００分から１２時１５分まで
令和８年７月６日（月）９時００分から１１時４０分まで

- ３ 会場 千葉ポートアリーナ

- ４ 内容 ３日（金）小学校（花見川区・稲毛区・美浜区）の部
「ダンス等交流」「ボッチャ」
６日（月）中学校（全区）・市立特別支援学校（中学部）の部
「ボッチャ」「フライングディスク」「バスケットボール」

- ５ 参加者数

小学校・第二特別支援学校	約４２０名		
中学校・市立特別支援学校	約４００名		
保護者	約７３０名	教職員	約２３０名
主催者・来賓等	約２０名	合計	約１，８００名

- ６ その他

- ・昨年度は６月開催であったが、今年度は７月の開催となり、熱中症や怪我等が心配されたが、体育館内の空調を十分に活用し、両日とも大きな怪我や事故なく実施できた。
- ・児童生徒も個々の実態に合わせた競技参加や交流を、楽しんでいる姿が多く見られた。
- ・小学校の部「ボッチャ」では保護者も競技へ参加し、交流しながら競技を楽しむことができた。

- ７ 会場の様子



【教育長挨拶】



【小学校：ボッチャ】



【中学校：バスケットボール】

報告事項（３）

千葉開府 900 年記念 第 53 回千葉市小学校表現運動発表会（花見川・稲毛・美浜区の部）について

学校教育部保健体育課

- 1 趣旨 表現運動発表会は、学校体育の発表の場とし、児童の表現運動に対する興味・関心及び表現力を高めるとともに、近隣校との交流を深める中で、心身の健全な発達と児童相互の望ましい人間関係の育成を図る。

2 実施概要

- (1) 日 時 令和 8 年 6 月 17 日（水） 9 時 15 分～11 時 15 分
(2) 会 場 市内小・中学校体育館（17 会場） ※6 ページ参照
(3) 参加校等 参加校（花見川・稲毛・美浜区）：56 校 ※6 ページ参照
(4) 参加児童数 1,772 人（3・4 年）
(5) その他 ブロックごとに会場校へ参集して実施。ブロックの状況に応じて、発表会の様子をオンラインで参加校へ配信する。

3 当日の日程

9:15 9:25 9:40 11:05 11:15

開会式	つどい	発表会	閉会式
-----	-----	-----	-----

※つどい・・・他校と交流を目的に一緒にダンスや自己紹介等をする。

今年度は、開府 900 年にまつわる内容の「つどい」を各会場で行った。

4 発表学年及び発表内容

発表学年	学校数
3 年（1 学級参加）	4 校
4 年（1 学級参加）	39 校
4 年（2 学級参加）	7 校
4 年（2 学級合同）	4 校
3・4 年（2 学年合同）	2 校

発表内容	学校数
ジャングルたんけん	23 学級
海中たんけん	19 学級
忍者	12 学級
クッキング	3 学級
大変だ	2 学級
自然	2 学級
その他（夏がきた等）	2 学級

5 発表会後のアンケートより（抜粋）

（児童の感想）

- ・身体や場を大きく使って表現することができた。テーマが違うと違ったおもしろさがあった。「つどい」で他の学校と関わって、緊張がほぐれた。他校の友達から、すごいねと褒めてもらえたことが嬉しかった。

（発表学級担任の声）

- ・児童が楽しく取り組んでいた。表現運動を通して、友達にやさしくする気持ちがより育ったように感じる。今後の学級経営につなげていきたい。

（体育主任の声）

- ・エアコンの効いた体育館での開催は、熱中症対策として効果的だった。

6 成果と課題

（1）成果

- ・表現運動発表会を開催することで、「表現運動」の学習の充実につながった。他校と発表を見合うことや「つどい」を通して、児童相互の交流を深めることができた。
- ・エアコンが設置してある中学校会場で実施したことで、会場まで徒歩で移動してきた児童がクールダウンすることができ、熱中症対策となった。

（2）課題

- ・中学校会場は、事前の会場確認や当日の準備等に関しての連絡や調整が足りず、当日の運営面において課題が見られた。今後、よりよい発表会運営について検討していく必要がある。

参考資料

1 ブロック編成

No	会場校	学校名	No	会場校	学校名
A	花園中	花園 瑞穂 畑	I	草野中	草野 あやめ台 ○山王
B	緑が丘中	宮野木 ○柏台 横橋	J	椿森中	都賀 千草台 千草台東 轟町
C	幕張中	幕張東 ◎長作 幕張 上の台	K	打瀬中	美浜打瀬 海浜打瀬 打瀬 幕張若葉
D	花見川中	花見川 花島 ◎作新	L	幸町第二中	幸町第三 幸町 緑町 弥生
E	さつきが丘中	さつき西 さつき東 朝日ヶ丘	M	稲浜中	稲浜 稲毛第二 稲丘
F	横戸小	横戸 こてはし台 ◎柏井	N	真砂中	真砂西 真砂東 ◎真砂五 ◎磯辺
G	園生小	小中台 園生 小中台南	O	高洲中	高洲 高洲第四 高洲第三
H	稲毛中	稲毛 西小中台 検見川	P	高浜海浜小	高浜海浜 磯辺第三 高浜第一
			Q	西の谷小	西の谷 幕張西 幕張南

□…幹事校 ◎…借上げバスで移動 (※) ※学校間の距離が徒歩で2km以上の場合が対象
○…公共交通機関で移動

2 発表会の様子



「つどい」
千葉城のイメージを確認している様子



「つどい」
他校の友達と交流している様子



「海中たんけん」
場を広く使ってダイナミックに表現している様子



「ジャングルたんけん」
指先までつかって、自分のイメージを表現している様子

議案第 33 号

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり
制定するものとする。

令和 8 年 7 月 15 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市育英資金支給条例施行規則（昭和 37 年千葉市教育委員会規則
第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
（支給額から相当額を控除する給付金） 第 3 条 条例第 3 条ただし書に規定する委 員会規則で定める給付金は、<u>奨学のための 給付金であって、年額 32,300 円のものとする。</u> 〔新設〕 （委員会規則で定める額） 第 4 条 条例第 3 条ただし書に規定する委 員会規則で定める額は、<u>月額 7,300 円（3 月にあつては、7,400 円）とする。</u> 〔新設〕	（支給額から相当額を控除する給付金） 第 3 条 条例第 3 条ただし書に規定する委 員会規則で定める給付金は、<u>次のとおりと する。</u> <u>（1）奨学のための給付金であって、年額 32,300 円のもの</u> <u>（2）奨学のための給付金であって、年額 47,900 円のもの</u> <u>（3）奨学のための給付金であって、年額 35,930 円のもの</u> （委員会規則で定める額） 第 4 条 条例第 3 条ただし書に規定する委 員会規則で定める額は、<u>次の各号に掲げる 者について、当該各号に掲げる額とする。</u> <u>（1）前条第 1 号に規定する給付金を受給 している者 月額 7,300 円（3 月にあ つては、7,400 円）</u> <u>（2）前条第 2 号に規定する給付金を受給 している者 月額 6,000 円（3 月にあ つては、6,100 円）</u> <u>（3）前条第 3 号に規定する給付金を受給 している者 月額 7,000 円（3 月にあ つては、7,070 円）</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の第 4 条第 2 号の規定の適用については、同号中「6,000 円（3 月にあつては、6,100 円）」とあるのは「4,000 円（3 月にあつては、4,100 円）」とする。
- 3 この規則の施行の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の第 4 条第 3 号の規定の適用については、同号中「7,000 円（3 月にあつては、7,070 円）」とあるのは「5,500 円（3 月にあつては、5,570 円）」とする。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

国による奨学のための給付金額の拡充等に伴う所要の改正を行うため、規則の一部を改正しようとするものであります。

議案第 3 4 号

千葉市科学館管理規則の一部改正について

千葉市科学館管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 7 月 1 5 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴 岡 克 彦

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市科学館管理規則の一部を改正する規則

千葉市科学館管理規則（平成 1 8 年千葉市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(附帯施設の利用許可) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の規定による申請は、 <u>利用しようとする日の属する月の 6 月前の月の初日(この日が条例第 6 条に規定する休館日(以下「休館日」という。))に当たるときは、同日後の最初の休館日でない日。以下「受付開始日」という。)</u> から、 <u>利用しようとする日の属する月の 2 月前の月における同日に相当する日(相当する日がない場合にあってはその翌日とし、この日が休館日に当たるとき</u>	(附帯施設の利用許可) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の規定による申請は、 <u>次に掲げる期間に行うものとする。</u> (1) <u>学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)及び学校教育法施行規則(昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号)で定める学校のうち、千葉市が設置した学校(以下「千葉市立学校」という。)</u> 及び <u>千葉市教育センター(千葉市教育センター設置条例(昭和 4 7 年千葉市条例第 2 7 号)第 1 条で規定する教育センターをいう。以下同じ。)</u> は、 <u>利用しよ</u>

<u>は同日後の最初の休館日でない日。以下「受付終了日」という。)までの間に行うものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、受付開始日前又は受付終了日後の申請を受け付けることができる。</u> 4 (略) (利用料金の減免) 第5条 条例第10条に規定する委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、この場合における利用料金の減額又は免除については、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) <u>市立小学校(千葉市立小学校設置条例(昭和39年千葉市条例第15号)第2条に規定する市立小学校をいう。)、市立中学校(千葉市立中学校設置条例(昭和39年千葉市条例第16号)第2条に規定する市立中学校をいう。)、市立高等学校(千葉市立高等学校設置条例(昭和39年千葉市条例第17号)第2条に規定する市立</u>	<u>うとする日の属する年度の前年度2月最初の平日開館日から利用日まで</u> (2) <u>学校教育法及び学校教育法施行規則で定める学校のうち、千葉市立学校以外の学校及びその他の団体(15人以上の団体をいう。)</u> <u>は、利用しようとする日の属する年度の前年度3月最初の開館日から利用日まで</u> 4 (略) (利用料金の減免) 第5条 条例第10条に規定する委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、この場合における利用料金の減額又は免除については、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) <u>千葉市立学校及び千葉市教育センターが利用する場合</u>
--	---

<u>高等学校をいう。）、市立中等教育学校（千葉市立中等教育学校設置条例（令和３年千葉市条例第１３号）第２条に規定する市立中等教育学校をいう。）及び市立特別支援学校（千葉市立特別支援学校設置条例（昭和３９年千葉市条例第１８号）第２条に規定する市立特別支援学校をいう。）が学校教育の一環として利用する場合</u> 常設展示及びプラネタリウム（ 一般投影に限る。）の観覧並びにバス駐車場の利用については免除並びに企画展示の観覧については利用料金の額の２割に相当する額の減額 （２）次に掲げる手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示して利用する場合 常設展示及びプラネタリウム（ 一般投影に限る。）の観覧については免除並びに企画展示の観覧については利用料金の額の２割に相当する額の減額 ア～ウ（略） （３）前２号に掲げる場合のほか、委員会が特に必要があると認める場合 委員会が別に定める額の減	常設展示及びプラネタリウム（<u>１日につき１回まで</u>一般投影に限る。）の観覧並びにバス駐車場の利用については免除並びに企画展示の観覧については利用料金の額の２割に相当する額の減額 （２）次に掲げる手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示して利用する場合 <u>及び当該者を介助する者（当該者一人につき一人に限る。）が当該者とともに利用する場合</u> 常設展示及びプラネタリウム（<u>１日につき１回まで</u>一般投影に限る。）の観覧については免除並びに企画展示の観覧については利用料金の額の２割に相当する額の減額 ア～ウ（略） （３）前２号に掲げる場合のほか、委員会が特に必要があると認める場合 委員会が別に定める額の減
---	---

<u>免</u>又は免除 附 則(平成28年3月24日教委規則第1号)抄 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 <u>3</u> この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。	<u>額</u>又は免除 附 則(平成28年3月24日教委規則第1号)抄 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 <u>2</u> この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
---	---

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

附帯施設の利用許可の申請期間及び利用料金の減免の取扱いについて規定の整備を図るため、規則の一部を改正しようとするものであります。

議案第 35 号

令和 9 年度千葉市立特別支援学校高等部第 1 学年入学者の募集及び選考の基本方針について

令和 9 年度千葉市立特別支援学校高等部第 1 学年入学者の募集及び選考の基本方針について、次のとおり定めるものとする。

令和 8 年 7 月 15 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

1 千葉市立特別支援学校高等部 普通科

(1) 応募資格

原則として、障害の程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める知的障害者で、以下に該当する者とする。

ア 千葉市立特別支援学校の通学区域（千葉市中央区・若葉区・緑区・稲毛区の一部）に居住する者、または入学までに通学区域に住所を有する者

イ 次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する者

（ア） 特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和 9 年 3 月に卒業する見込みの者

（イ） 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和 9 年 3 月に修了する見込みの者

（ウ） 学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者
なお、令和 9 年 3 月に学校教育法施行規則第 95 条第 1 号及び第 2 号に規定する課程を修了する見込みの者を含む。

(2) 入学定員

特に定員を定めない。

(3) 入学者選考

ア 事前の教育相談

千葉市立特別支援学校（以下、「特別支援学校」という。）で、オープンスクール及び 1 日体験学習に参加することを要する。

イ 願書等の提出期間

令和 9 年 1 月 29 日（金）から 2 月 9 日（火）

ウ 入学者選考日

令和 9 年 2 月 16 日（火）及び 2 月 17 日（水）のうち特別支援学校の校長が定める日

エ 入学者選考の方法

学力検査、作業能力検査、運動能力検査、面接、提出書類等により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

なお、学力検査については、校長が学校の実情に応じて必要と認

められる教科を選択して行うものとし、その内容は学習指導要領に示されている基本的事項とする。

ただし、特別の事情のあるときは、学力検査等を行わないことができる。

(4) 追選考

選考日当日に感染症罹患等、やむを得ない理由により受検することができなかった者に対して追選考を行う。追選考の方法については、特別支援学校の校長が別に定める。

(5) 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和9年3月2日（火）午前9時に、特別支援学校で掲示により発表するとともに、通知書を交付する。また、在籍（出身）校に通知する。

(6) その他

入学者選考の実施に関して必要な事項については、「令和9年度千葉市立特別支援学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項」に定める。

2 千葉市立高等特別支援学校 普通科（職業コース）

(1) 応募資格

原則として障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に定める知的障害者で、以下に該当する者とする。

ア 市内に居住する者、または入学までに市内に住所を有する者

イ 次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当し、公共交通機関等を利用して通学できる者

（ア） 特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和9年3月に卒業する見込みの者

（イ） 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和9年3月に修了する見込みの者

（ウ） 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
なお、令和9年3月に学校教育法施行規則第95条第1号及び第2号に規定する課程を修了する見込みの者を含む。

(2) 入学定員

第1学年 32人

(3) 入学者選考

ア 事前の教育相談

令和8年11月30日（月）までに千葉市立高等特別支援学校（以下、高等特別支援学校という）で進路に係る教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を行うことを要する。

イ 願書等の提出期間

令和 8 年 1 2 月 1 日（火）から 1 2 月 3 日（木）

ウ 入学者選考日

令和 9 年 1 月 1 2 日（火）及び 1 月 1 3 日（水）

エ 入学者選考の方法

期日 区分	検査内容	時 間	配 点
第 1 日（1 月 1 2 日）	作業能力検査	高等特別支援学校の計画による	2 0 0 点
	学力検査（国語・数学・理科・社会）	5 0 分間	1 0 0 点
第 2 日（1 月 1 3 日）	面接	高等特別支援学校の計画による	

※その他、在籍（出身）校からの提出書類により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

（４）追選考

選考日当日に感染症罹患等、やむを得ない理由により受検することができなかった者に対して追選考を行う。追選考の方法については、学力検査（国語・数学・理科・社会）を 5 0 分間で実施する。作業能力検査及び面接の実施については、高等特別支援学校の校長が別に定める。

（５）入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和 9 年 1 月 2 1 日（木）午前 9 時に、高等特別支援学校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。また、在籍（出身）校の校長に通知する。

（６）第 2 次募集

入学許可候補者数が発表時に定員に満たない場合、第 2 次募集を行う。

（７）その他

入学者選考の実施に関して必要な事項については、「令和 9 年度千葉市立特別支援学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項」に定める。

〜〜

議 案 説 明

令和 9 年度千葉市立特別支援学校高等部第 1 学年入学者の募集及び
選考の基本方針について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 9 号の規
定により、議決を求めるものであります。

議案第 36 号

千葉市指定文化財の指定について

千葉市指定文化財を次のとおり指定するものとする。

令和 8 年 7 月 15 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

1 名称等

名 称	種 別	所 在 地	保持団体
千葉神社 妙見 大祭神輿渡御	無形民俗文化財	千葉市中央区院内 1－16－1	千葉神社

〜〜

議 案 説 明

新たに千葉市指定文化財として指定することについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第12号の規定により、議決を求めるものであります。

令和8年教育委員会会議第7回定例会 座席表（教育委員会室）

